

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 北海道シルバー住宅情報という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、地域と共に生きる福祉を目指し在宅高齢者・在宅要介護者の方々に対し、住まいに係る様々な情報の提供をするとともに生活支援・家事手伝い等、福祉サービスの提供を行い、自立支援並びに、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、特定非営利活動促進法の別表（第2条関係）1号に該当する活動を行い、第3条の目的を達成するため、次に係る事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

1. 高齢者特定施設入居者生活介護施設の整備・運営・企画・コンサルティング
2. 有料老人ホームの整備・運営・企画・コンサルティング
3. サービス付き高齢者向け住宅の整備・運営・企画・コンサルティング
4. 小規模多機能型居宅介護施設の整備・運営・企画・コンサルティング
5. 認知症グループホームの整備・運営・企画・コンサルティング
6. 介護保険法に基づく地域密着型サービスの事業の運営・企画・コンサルティング
7. 介護保険法に基づく訪問介護・介護予防訪問介護事業
8. 介護保険法に基づく通所介護・介護予防通所介護事業
9. 高齢者・障害者向け住宅の整備・運営・企画・コンサルティング
10. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
11. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
12. 要介護高齢者・障害者等への介護サービス計画書の作成支援事業
13. 居宅介護支援事業所の設置・運営
14. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
15. 要介護高齢者・障害者の移送サービス・旅行企画
16. 障害者・高齢者福祉に係る人材の養成・教育に係る事業
17. 幼児の保育・一時預かり・学童保育等子育て支援に係る事業
18. その他高齢者・障害者・保育に係る児童の関連法令に基づく福祉事業

19. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
20. 福祉施設・各種居宅介護事業所職員等の研修企画・講師派遣事業
21. 健康づくり・美容関連事業
22. 農業及び農産物の販売
23. 給食・配食サービス事業
24. 飲食店の経営
25. 広告宣伝に関する企画・立案・制作
26. 資産管理業務
27. 前各号に付帯関連する一切の事業

(2) その他の事業

1. 物品の斡旋及び販売
2. 役務の提供

2 前項第2号に掲げる事業は同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとしてその収益は同項第1号に掲げる事業に当てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正社員 この法人の目的に賛同し、法人の運営及び事業の推進に積極的に参画する意思のある個人。

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人の事業を賛助するために入会した個人または団体。

(入 会)

第6条 この法人に会員として入会しようとする者は、入会申込書に初年度の会費を添えて理事長に提出しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

- 2 入会承認は、理事会が行う。
- 3 初年度会費の金額等は、総会の議決を経て別に定める。

(会 費)

第7条 会員は会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

- 2 会費の種類、金額、納入方法は、総会の議決を経て別に定める。

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して半年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第 9 条 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第 11 条 会員が、既に納入した会費、その他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上～15名以内
 - (2) 監事 1名以上 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、4名以内の副理事長を置くことができる。

(選 任 等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、会務を執行し理事長に事故がある時又は理事長が欠けたときは、席次の順に従いその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任 期 等)

第 15 条 役員任期は、2年とする、ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の

残存期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第 17 条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(相談役)

第 18 条 この法人に相談役を5名以内置くことができる。

- (1) 相談役は、理事会の承認を待って理事長が委嘱する。
- (2) 相談役は、この法人の運営について理事長の諮問に応じ、又は、会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局及び職員)

第 19 条 この法人に会務を処理するために事務局を設け、職員を置くことができる。

- 2 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任命する。
- 3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 総 会

(種 別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第 22 条 総会は、この定款で別に定めるものの他、事業活動計画及び、収支予算、事業活動報告及び、収支決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第 23 条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後、3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定 足 数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものと見なす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議 事 録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理 事 会

(構 成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(招 集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審査事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議 決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- ✓ 5 理事長に係る利益相反行為については理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代行する。

(議 事 録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に係る資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 47 条 この法人は、次に掲げる事項により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 札幌市による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第48条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で選定した地方公共団体に譲渡するものとする。

（合 併）

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公 告 の 方 法

（公告の方法）

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑 則

（細 則）

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、設立総会において定める別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年 3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年 3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の年会費は、第7条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正 会 員 1,000円
 - (2) 賛助会員 10,000円

附 則

- 1 この定款は、平成16年 8月27日から施行する。
(名称変更)
- 2 この定款は、平成21年 8月10日から施行する。
- 3 この定款は、平成23年 4月8日から施行する。(事務所移転)
- 4 この定款は、平成23年11月30日から施行する。(事務所移転)
- 5 この定款は、平成25年 3月 1日から施行する。(記載変更)
- 6 この定款は、平成 年 月 日から施行する。(記載変更) ✓

上記は当法人の現行定款と相違ありません。

平成 年 月 日

特定非営利活動法人 北海道シルバー住宅情報

理事 川村 裕二 代表印